

資料2 令和4年5月9日(月)
第4回 魅力ある新国立公文書館の
展示・運営の在り方に関する検討会



専門職を擁するアーカイブズの必要性

東京大学文書館
森本祥子



東京大学文書館
The University of Tokyo Archives

1. 国にとってのアーカイブズとは

アーカイブズ資料とは —

個人または組織がその活動の中で作成または収受し蓄積した記録のうち、**組織運営上**、研究上、その他さまざまな利用価値のゆえに永続的に**保存される**もの

安藤正人「3 文書館の資料」(『アーカイブ事典』)

組織運営上の価値 = ステークホルダーにとっての価値



1. 国にとってのアーカイブズとは

国立公文書館にとって、「組織運営上の利用」とは？

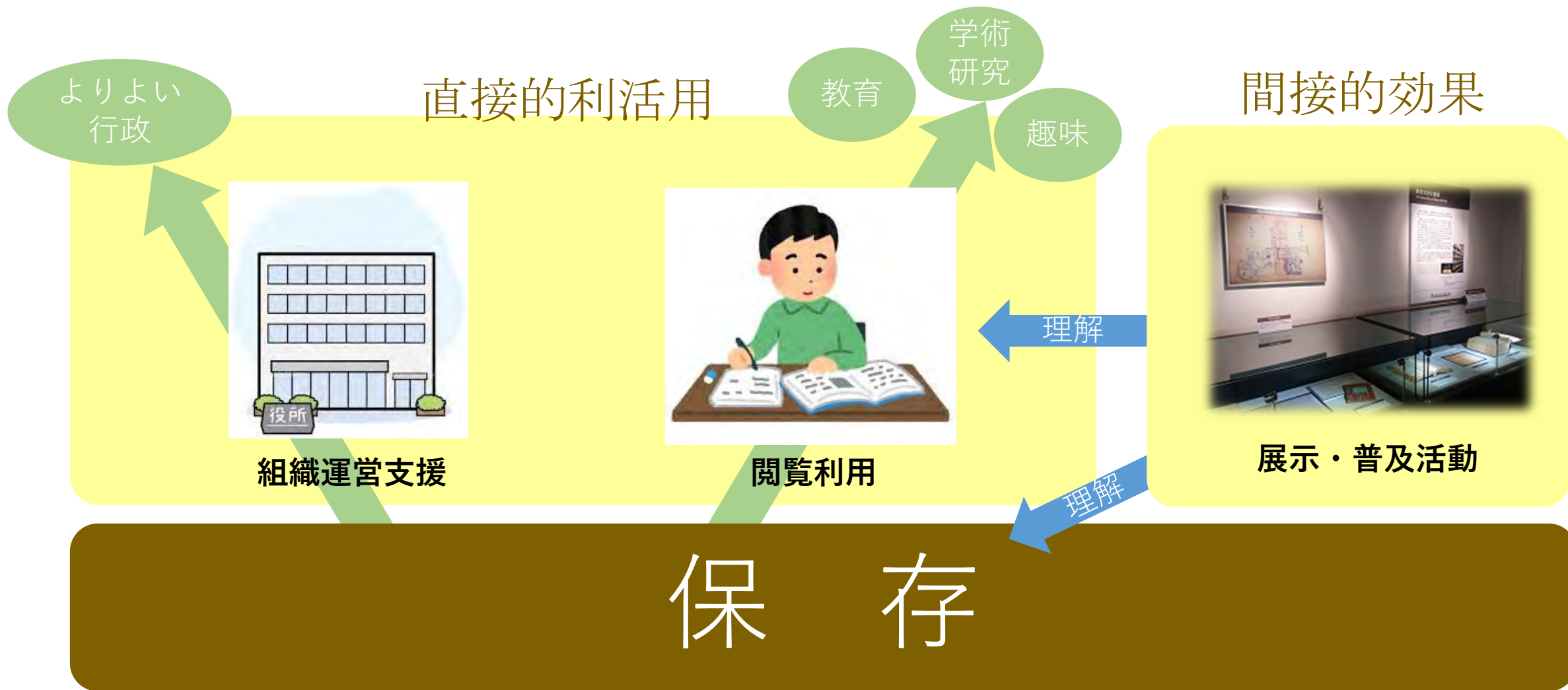
||

国民のための行政を適切に行うためにアーカイブズ資料を活かすこと

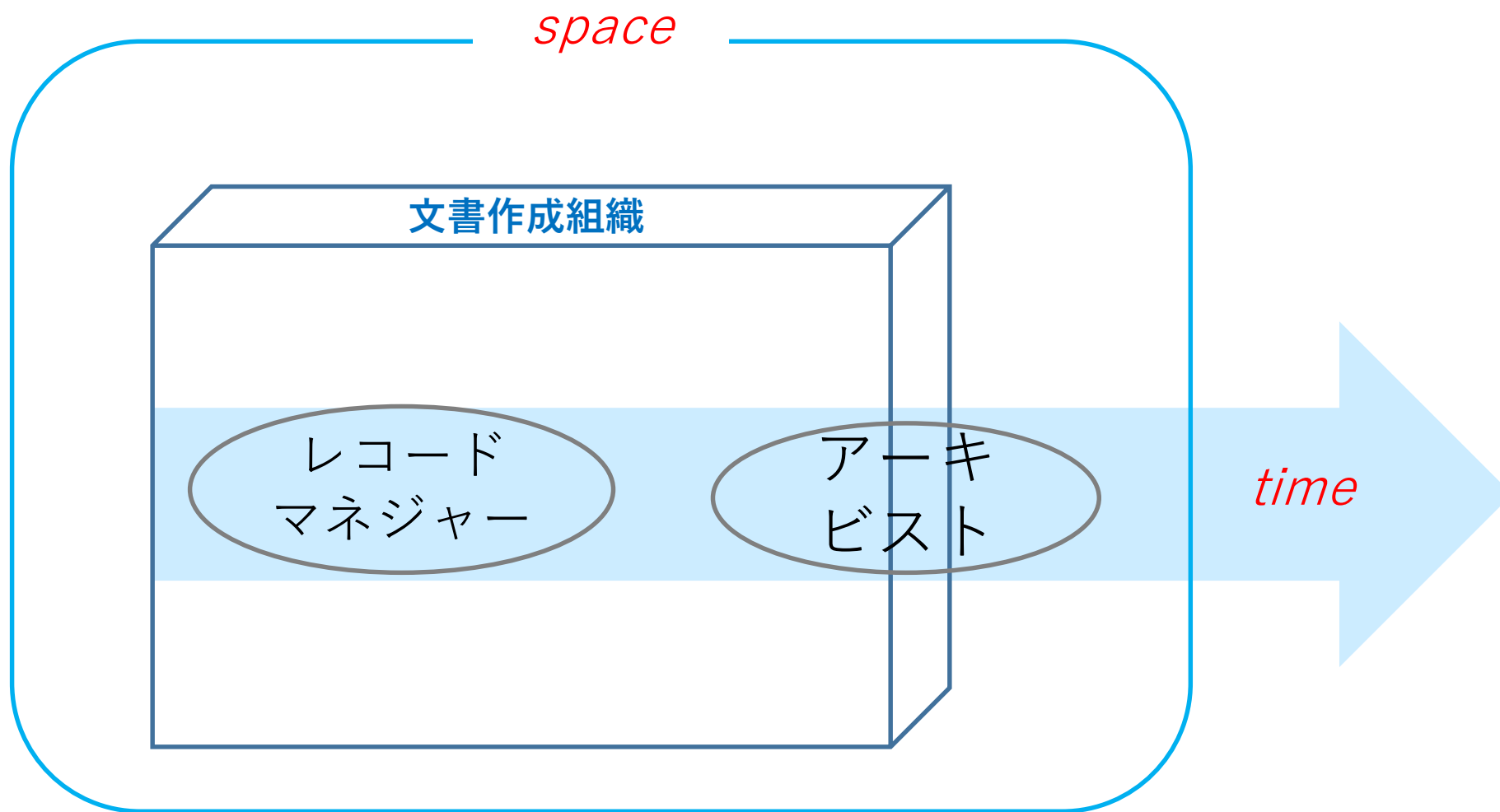
- ✓ 過去に学びよりよい施策を実施するために参照する
- ✓ 適切な手続きを踏んだ証拠として保持する
- ✓ 効率的・効果的保存による事務効率化を支援する



1. 国にとってのアーカイブズとは



2. 専門職の必要性



2. 専門職の必要性

アーキビストに求められるものは、

- ✓ 基本理論と目指すべき理想を理解したうえで、現実に合わせて柔軟に
応用する力
- ✓ 組織活動全体、社会の中にある組織というものを俯瞰する視点
- ✓ 組織の短期的直接的利益に、国民（ステークホルダー）の立場から
対峙する覚悟

個別技術・知識の単なる集積ではない



2. 専門職の必要性

言い換えれば—

アーキビストに求められるものは、

個別技術の単なる集積ではなく、「プロのアーキビストである」という
意識・矜持・マネジメント能力



ゆえに、それらを育てるために、

- ✓ まとまった教育（大学院レベル）が必要
- ✓ 倫理（ethics）の意識が必要



3. 専門職の核：倫理綱領（Code of Ethics）

- 1950s The Archivists' Code (アメリカ国立公文書館)
“*moral obligation to society to preserve evidence ...*”
- 1980 Code of Ethics (アメリカ・アーキビスト協会)
← ローウェンハイム事件、FOI、プライバシー保護、著作権法
- 1992 Code of Ethics (アメリカ・アーキビスト協会, rev.)、
Code of Ethics (カナダ)
- 1993 Code of Ethics (オーストラリア・アーキビスト協会)
← ハイナー事件
- 1994 Code of Conduct (イギリス・アーキビスト協会)
- **1996** **Code of Ethics (ICA)**
- 2005 Code of Ethics (アメリカ・アーキビスト協会, rev.)
- 2016 Code of Ethics (イギリス・アーキビスト協会)
“*I certify that I have read and will abide by the Association's Code of Ethics*”

3. 専門職の核：倫理綱領（Code of Ethics）

倫理綱領の議論を推進したできごと

- ローウェンハイム事件（アメリカ）

1969年、ローウェンハイム氏（Dr Francis Loewenheim）が、「ルーズベルト大統領図書館のスタッフが、自らの著作執筆のために文書を独占して公開していない」と非難。これが契機となり、アーキビストが管理対象資料にどう向き合うかを自律的に定めた1980年の倫理綱領につながる。
- ハイナー事件（オーストラリア）

1990年、クイーンズランド州少年留置施設での虐待の疑いを調査していた委員会（委員長Noel Heiner）の文書が、州政権交代後に廃棄された問題。「州アーキビストの許可を経た廃棄で適法」との主張に対し、アーキビストに政治的圧力がかけられた疑いが晴れない。

3. 専門職の核：倫理綱領（Code of Ethics）

- ✓ アーキビストは日常的に判断を迫られる。
- ✓ 必ずしも政治的な問題でなくても、保存や整理の優先順位をつけるなど、自分の判断次第で資料が残ったり埋もれたりする可能性をつきつけられながら判断をしている。
- ✓ アーキビストは、その責任を負うべく、高度な判断力や覚悟の重みを理解するよう教育される。

4. 評価選別のありかた

【フランス】

「文書の保存・廃棄に伴う責任は、おそらくアーキヴィストにとって最も重いものの一つである」

「文化遺産法典は、あらゆる公文書について、フランス・アーカイヴズ局から規則に基づく承認を得ずに廃棄することを禁止している」

ブリュノ・ガラン著、大沼太兵衛訳『アーカイヴズ』

【イタリア】

「廃棄は繊細で複雑な作業であり、文書を作成した団体の活動に関して精通した知識を要求される。疑いなくアーキビスト活動の中でもっとも繊細で特徴的な瞬間の一つとなっている」

マリア・バルバラ・ベルティーニ著、湯上良訳『アーカイブズとは何か』

「国立公文書館のアーキビストは、評価選別の際に立ち上げられる委員会へ記録作成側の責任者とともに参加し、議論を行い、廃棄文書等の決定にもかかわる」

湯上良「アーキビストのキャリアデザインと生活」『アーキビストとしてはたらく』



4. 評価選別のありかた

【アメリカ】

‘The Federal Records Act requires agencies to follow a process to identify all the records they have, how long each type of record is valuable, and request authority to either legally destroy the records or transfer them to the National Archives when there is no longer a need for them at the creating agency.

This process is called records scheduling, and it is managed by the National Archives and Records Administration.’

国立公文書館ウェブサイトのFAQ

【イギリス】

Q: What are The National Archives’ duties under the Public Records Act?

A: Provide guidance and supervision to public record bodies on the safekeeping and selection of public records

国立公文書館ウェブサイトのFAQ

【オーストラリア】

‘Appraisal is an analytical process that archivists use to determine which records need to be created and captured into a records system and how long the records need to be kept. The disposal or retention of records is the key outcome of appraisal.’

Keeping Archives, 3rd ed.



4. 評価選別のありかた

- ✓ 評価選別はアーキビストが行うもの、という国際的理解
- ✓ 文書作成者の判断を尊重するには、アーカイブズと対等な専門的レコード・マネジメント制度の存在が重要
 - 例) 英・独におけるレジストリー制度、英政府におけるDRO

医師がさまざまな条件を勘案して下した治療の判断に責任を負うのと同様に、
アーキビストは評価選別の責任を負う

5. まとめ

「魅力ある新国立公文書館」を考えるにあたって：

- ✓ 国立公文書館全体としてのミッションの再確認
 - 「新国立公文書館」だけを考えるのではなく、国立公文書館全体としての論理的な分館体制の再構築という視点
- ✓ 国全体にとって文書保存はどうあるべきか、どのような責任を担うべきか、を俯瞰して議論できる専門職（レコード・マネジャー、アーキビスト）の配置